

スリム化に係る他法令との重複規定

※スリム化の方向性：関係法令等が法律及び条例であり、自治基本条例と同等以上の内容であること

自治基本条例	関係法令等	スリム化の検討
<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。</p>	<p>出資法人への関わり方基本的事項を定める条例</p> <p>◆(定義)</p> <p>第2条 この条例において「出資法人」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人をいう。</p> <p>2 この条例において「経営評価」とは、出資法人の設立目的を踏まえ、事業が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて、当該出資法人自らが事業全体を分析し、総合的に評価を行うことをいう。</p> <p>◆(経営評価等の実施)</p> <p>第4条 市長は、別に定める出資法人に対し、事業年度終了後に当該年度の経営評価の報告を求めるものとする。</p> <p>2 市長は、別に定めるところにより、前項の規定による報告の内容について評価を行うものとする。</p> <p>情報公開条例</p> <p>◆(出資法人等の情報公開)</p> <p>第29条 法人等で、市が出資その他財政支出等を行うもののうち、市長が別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、出資法人等に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p>	<p>可</p> <p>H26.3.28制定・第1条に「伊賀市自治基本条例第9条に基づく」とあり。</p>
<p>(情報の収集及び管理)</p> <p>第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p>	<p>情報公開条例</p> <p>◆(情報提供に関する施策の推進)</p> <p>第23条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、市民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。</p> <p>◆(行政文書の管理)</p> <p>第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。</p> <p>2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。</p>	

自治基本条例	関係法令等	スリム化の検討
<p>（意思決定過程の情報共有） 第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。</p>	<p>情報公開条例</p> <p>◆（行政文書の公開義務） 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 （5）市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>※「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報である」というだけでは非公開とならないという意味。</p> <p>伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱</p> <p>◆（会議の公開） 第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。</p>	
<p>（行政の役割と権限） 第42条 市は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。</p>	<p>地方自治法</p> <p>◆〔国及び地方公共団体が分担すべき役割〕 第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 ◆〔地方公共団体の法人格及び事務〕 第2条 ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p>	

自治基本条例		関係法令等	スリム化の検討
第42条	<p>2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。</p> <p>3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。</p>	<p>◆〔執行機関の組織〕 第138条の3 ② 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。</p> <p>◆〔担当事務〕 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。 5 会計を監督すること。 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。 8 証書及び公文書類を保管すること。 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。</p>	
第47条	<p>(法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p>	<p>伊賀市政策法務委員会設置規程</p> <p>◆〔設置〕 第1条 伊賀市自治基本条例第47条に基づき、条例の制定改廃に係る事案等、市の重要な政策にかかると見られる事案について審査等を行い、もって、政策の実効性の確保に資する自治立法を実現するなど政策法務機能の充実を図るため、伊賀市政策法務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	
第49条	<p>(公益通報) 第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。 2 前項に関することは、別に定める。</p>	<p>伊賀市職員等公益通報条例</p> <p>◆〔公益通報の手続〕 第5条 職員等は、市の事務又は事業（受託者が行う受託業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理の業務を含む。）の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、直接、市長その他市の機関又は第9条に規定する公益監察員に対し、公益通報をすることができる。 (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがある事実 (2) 人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又は害するおそれがある事実 (3) 前2号に定めるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実</p>	<p>可 H17.12.22制定</p>

自治基本条例	関係法令等	スリム化の検討
<p>第53条</p> <p>(予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 市は、事務の予定及び進行状況が明らかになるよう努めなければならない。</p>	<p>地方自治法</p> <p>◆(予算の調製及び議決) 第211条 2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。 ◆(予算の送付及び公表) 第219条 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。</p>	
<p>第55条</p> <p>(財政状況の公表) 第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例</p> <p>◆(公表の内容) 第3条 前条第1項の規定により6月までに公表する財政事情においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。 (1) 収入及び支出の概況 (2) 住民の負担の状況 (3) 公営事業の経理の概況 (4) 財産、公債及び一時借入金の現在高 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項 2 前条第1項の規定により12月までに公表する財政事情においては、その年の4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。 3 市長は、必要に応じ、財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。</p> <p>地方自治法</p> <p>◆(財政状況の公表等) 第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p>	